

令和2年度林業労働災害防止強調運動実施中

期間:11月1日～11月30日

【目的】

県内の林業における労働災害による死亡者数は、平成22年から令和1年までの10年間で33名(全国第2位)に上り、憂慮すべき状況が続いている。また、同期間の県内全産業死亡者数は130名で、このうち林業は25.4%を占め、他の業種に比べて高水準で推移している。本年も、9月末までに1名の死亡災害が発生し、予断を許さない状況にある。

死亡災害の発生状況を見ると、チェーンソー等による切れ、こすれ災害、伐倒木等による激突され災害が全体の約半数(45%)を占め、それに加え木材伐出機械等に関する災害や退避不足により伐倒木に激突される災害など過去に繰り返された災害が依然として発生している。重篤な災害が発生する要因として、林業現場では基本的な安全管理の取組が徹底されていないことが挙げられる。さらに、県内の林業を取り巻く状況として、林業労働者の不足並びに高齢化及び車両系木材伐出機械の急速な導入等があり、県内林業現場においては、林業経験の浅い未熟練労働者への効果的な安全衛生教育の実施や高齢労働者への作業配慮、車両系木材伐出機械の労働災害防止に関する事前検討結果を踏まえた作業計画の作成及び作業員への周知が徹底されていない状況が認められる。

以上を踏まえ、本年度において関係行政機関及び林業関係団体の連携の下、伐木作業等が本格化する11月の時期に、重点事項を集中的に取組むこととし、この取組により、林業に係る労働災害防止対策の徹底と作業の安全対策を定着させ、もって死亡災害撲滅及び休業4日以上労働災害の大幅な減少を図ることとする。

【林業労働災害防止強調運動期間中に実施すべき取組み事項】

(1) 林業店社における実施事項

- ①現場責任者等による安全衛生管理体制の整備
- ②新規就業者に対する雇入れ時教育及び作業内容の変更時等の安全教育実施の徹底
- ③現場での作業条件に応じた有資格者等の適正配置
- ④経営首脳、安全管理者等による安全パトロール等の実施
- ⑤ポスター等の掲示等による安全意識の高揚

- ③路肩、傾斜地で転倒または転落による危険を防止するため、シートベルトの着用の徹底
- ④木材伐出機械等の運転席のヘッドガード、防護柵の設置
- ⑤木材伐出機械等運転業務従事者に対する特別教育受講の徹底

(2) 林業現場における実施事項

ア 共通事項

- ①労働災害防止のための基本的ルールの遵守
- ②服装の点検、保護帽、安全带、保護眼鏡、耳栓及び防振手袋等の保護具等使用の徹底
- ③作業員の具体的な作業内容を明示した作業日報の作成
- ④作業前ミーティングの実施
- ⑤作業現場の一斉点検の実施(リスクアセスメント等の実施)
- ⑥新規就業者とベテラン労働者の組合せ等による未熟練労働者に係るリスク回避
- ⑦緊急連絡体制の点検及び救護訓練の実施
- ⑧「現場代理人による安全現場宣言運動」への取組

エ 伐木造材作業

- ①指差し呼称等による周囲の安全確認
- ②伐倒にあたっての安全な伐倒方向の決定及び適切な受け口切り、追い口切りの徹底
- ③大径木、偏心木の伐倒の際のくさび使用
- ④適切な退避場所の選定
- ⑤伐倒の際の合図及び退避の徹底
- ⑥キックバック、枝のはね返り等防止のためのチェーンソーの適正使用
- ⑦急傾斜等を移動する際の墜落・転落災害防止用の歩行補助ロープの設置及び墜落制止用器具の徹底又は迂回移動の励行
- ⑧チェーンソー及び刈払機使用時における保護衣及び足指防護用作業靴の着用

オ かかり木処理作業

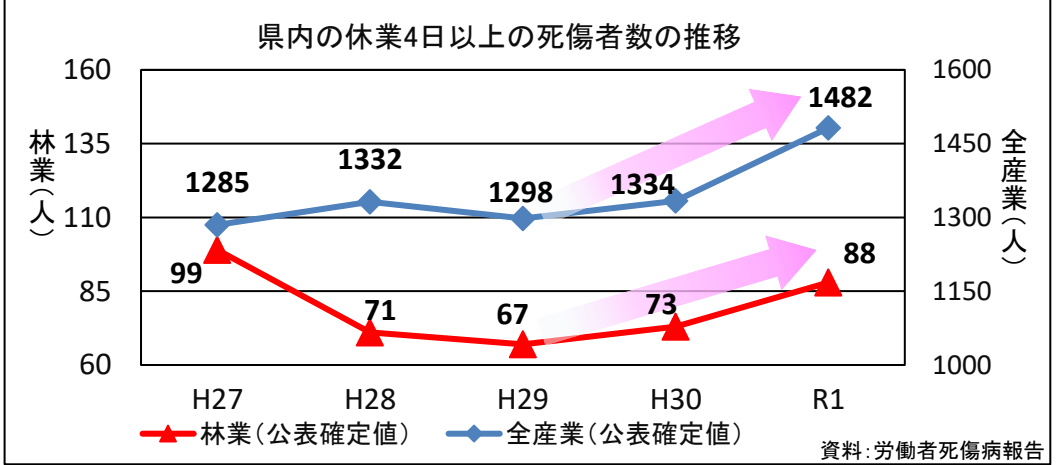
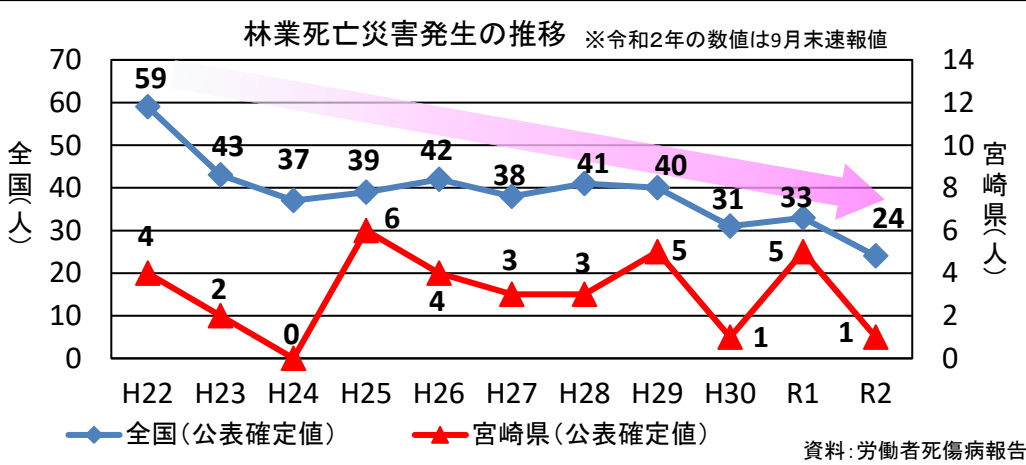
- ①専用器具使用等による安全対策の徹底
- ②かかり木を放置する場合の危険区域の標示及び立入禁止

カ トラック荷台(積荷)からの墜落・転落の防止

- ①墜落時保護用の保護帽の着用
- ②耐滑性のある靴の使用
- ③荷台端付近での安全な作業姿勢の徹底(荷台外側に背を向けず、後ずさりしない)
- ④荷締め、ラッピング等の作業は、可能な限り地上からの作業とすること
- ⑤荷台への昇降時における昇降設備の使用

過去10年間(H22～R1年)の林業死亡労働災害の推移は全国的に減少しているのに対し、県内では横ばい。

林業、全業種ともH29年から死傷者数は増加傾向にある。林業に係るR1年の死傷者数はH29年に比べ31%増加。



県内の林業における死傷災害(休業4日以上)の発生状況【H29年～R1年】228件

